情報が揺れる時代に確かな安心を

残暑お見舞い申し上げます。最近では、さまざまな分野で生成 AI の活用が広がりを見せている一方で、情報の信頼性やプライバシーの保護などの課題も指摘されています。当事務所でも、技術革新のもたらす利便性を享受するだけでなく、その背後に潜む危うさや倫理的問題等にも目を向け、社会の変化とどう向き合うかべきか日々考えを深めています。

そのような中、当事務所のロゴや名称を、無断で使用した詐欺広告が、Facebook 上に掲載されていることが判明しました。広告をご覧になった方々に不安や混乱を生じさせてしまったことは、誠に遺憾です。このような虚偽情報の流布は、当事務所の掲げる「安心・自信・自由」という理念の根底を脅かすものであり到底看過できません。当事務所といたしましては、当事務所のロゴや名称を無断で使用した詐欺広告に対し、しかるべき対応を講じていく予定です。

一方で、こうした不安定な情報環境だからこそ、私たちは、日常業務のみならず、地域の皆さまに向けた確かな情報提供に力を入れています。具体的には各種講演会での情報提供や、執筆活動などを行っています。このような取り組みを通じて、日々の暮らしを守る法的な知識を、わかりやすくお伝えすることを目指しています。これからも、信頼される情報の発信源として、地域に根ざした実践を重ねてまいります。

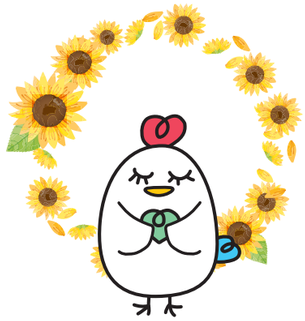

弁護士　清水　洋
弁護士　佐藤 香代
弁護士　生駒 真菜
弁護士　吉川 由里
弁護士　上柳 和貴
弁護士　植田 千穂

法律相談のご案内

個人の場合（法人の場合はお問い合わせください）

初回相談　1 時間まで 5,000 円（税別）
延長 15 分につき 1,500 円（税別）

継続相談　30 分 5,000 円（税別）

- まずは、お電話 **03-5829-4652** にてご予約ください。
- 夜間・休日・出張相談も対応可能ですので、ご相談ください。
- 法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652 代表　FAX 03-5829-4653
平日　午前 9:30 ～午後 5:30（土・日・祝・祭日を除く）
MAIL info@lo-taito.com
HP ＼ ホームページをリニューアルしました ／
https://www.lo-taito.com
※HP からもご相談の予約を受け付けております。
lo-taito.com
検索　法律事務所たいとう

※ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではありますが、メールまたはお電話にてご連絡ください

アクセス

JR 秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前（★印地点）にしかありません。ご注意ください。

JR「秋葉原駅」昭和通り口より……徒歩 5 分
地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4 番出口より……徒歩 3 分
つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2 出口より……徒歩 5 分
地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4 出口より……徒歩 5 分
JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より……徒歩 10 分

〒101-0026
東京都千代田区神田佐久間河岸７８
第二阿部ビル２階

学習会　高齢者の安心を守る
～認知症の知識と消費者被害予防～

当事務所では設立１０周年特別企画として、各弁護士の得意分野を活かした企画を行ってきました。今回は、認知症サポーター養成講師「キャラバンメイト」であり多数の後見事件を担当している弁護士生駒真菜と、高齢者やしょうがい者の消費者被害に詳しい弁護士上柳和貴がタッグを組み、２０２５年３月に学習会『高齢者の安心を守る～認知症の知識と消費者被害予防～』を開催しました。

講座では、第一部で生駒弁護士から認知症の知識や対応のポイント、第二部で上柳弁護士から消費者トラブルが起きる背景や具体例や救済方法、第三部で生駒弁護士から成年後見制度の概要を、それぞれ解説しました。当日は、ご自身が年齢を重ねて不安を感じておられる方、ご家族にご高齢の方がいらっしゃる方のほか、ご当事者を支える支援職の方にも参加していただき、わかりやすかった、勉強になった、もっと具体的な話が聞きたい、など好評の声をいただきました。

さらに、２０２５年５月には、台東区社会福祉協議会でも同じ内容の講座を開催させていただきました。地域の支え合い活動に積極的に参加しておられる方を含め多数の方にご参加いただき、同様に好評の声を多数いただきました。とくに「この講座を機に弁護士の敷居が少し低くなった気がする」との感想をいただけたのは嬉しかったです。

これからも、私たちの経験や知識を活かして、気軽に頼れる存在でありたいと思います。

法律事務所 たいとう ニュースレター vol.22

LAW OFFICE TAITO

発行　法律事務所たいとう　2025 年 8 月 20 日

CONTENTS
目次

- 情報が揺れる時代に確かな安心を
- 学習会　高齢者の安心を守る ～認知症の知識と消費者被害予防～』
- カスハラ条例をどう現場に生かすか
- 令和7年度こども家庭庁推薦図書に選ばれました
- たいとう弁護士だより

今号の表紙絵の作者　[redacted]
作業所からの帰り道、行きつ戻りつ、マイペースに帰宅するのが日課です

カスハラ条例をどう現場に生かすか

東京都が、2024年に「カスタマーハラスメント防止条例（正式名称：東京都パワーハラスメント等防止推進条例）」を制定し、カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）への対策の重要性を社会に発信したことはご記憶のことと思います。

この条例は、今年 4 月に施行され、都内の事業者には今後この条例を踏まえた対応が求められます。そこで、条例のポイントを整理してみましょう。

1 どのような行為がカスハラにあたるか定義を定めた（第２条）

2 カスハラを全面的に禁止した（第４条）

3 カスハラをした者への罰則規定は定めなかった
（刑法などの他の法令に触れる場合には、その法令で処罰や法的責任を検討する）

4 就業者の責務（第８条）
1）カスハラ問題への関心と理解を深め、対応力を高める。
2）管理者は、現場で働く就業者の健康と安全を守る。

5 事業者の責務（第９条）
1）就業者の安全確保
2）カスハラがあった場合の中止の申し入れ、その他の必要かつ適切な措置

このうち、①のカスハラの定義は、「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するもの」とされました。さらに、定義のうち、「著しい迷惑行為」とは、「暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為」とされています。

暴行や脅迫などの行為は、見分けがつきやすいところですが、消費者の言い分に正当な理由があるかどうか、「過度」・「不当」と言えるかどうかといった判断は、事業者の業種や要求の経緯・原因等によっても異なる面があり、今後の実務の蓄積が待たれます。

また、⑤の事業者の責務としては、①事業者としての対応方針を定め、規定として整備したり契約書に明記しておくこと、②相談体制の整備、③カスハラが起きる背景や適切な対応のあり方についての社員教育などが求められています。

令和7年度 こども家庭庁推薦図書に選ばれました

弁護士佐藤香代が執筆に参加した『いじめ防止法 こどもガイドブック』（子どもの未来社、2023 年）が、こども家庭庁の「令和 7 年度　こどもたちに読んでほしい本（令和 6 年度）」40 作品の 1 つに選ばれました。

この本では、子どもたちを守る「いじめ防止対策推進法」について、子どもたちにこそ知っておいてほしいという思いから、その内容をわかりやすく学べるように工夫しました。また、個人の人権や子どもの権利を中心に、いじめられたとき、いじめてしまったとき、いじめを見かけたとき、それぞれの立場からどう考え、行動すればよいかを、やさしい言葉で丁寧に解説しました。

ぜひ手に取っていただきたい一冊です。

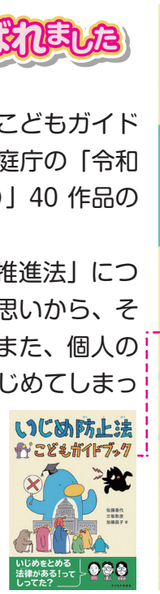

所属弁護士がお届けする たいとう 弁護士だより

「法律事務所たいとう」の所属弁護士ってどんな人？

普段はなかなか見ることができない個性がチラリと垣間見えるコーナーです。

子どもたちに伝えたい人間関係のヒント

弁護士 佐藤 香代

ご縁があって、思春期の子どもたちに向けて、メンタルヘルスやアサーションについてお話する機会を得ました。

他者との集団生活の中では、時に衝突や思い通りに行かない事態は起きがちです。しかし、子どもたちの中には、こうした経験がとても苦しいものとなり、上手に乗り越えることが難しいケースもあります。

子どもたちに、自分の心や体を大切にしながら、相手も大切にできるような、豊かで対等な対話のヒントを届けたいと願っています。

時流へのささやかな抗い

弁護士 清水　洋

アラカン、アラコキの今流表現で言えばアラキジュの歳になった。記憶力、認知力が落ち、言葉が出づらく、メモ帳を手離せない。脳の神経細胞は日に十万個死滅し、増えることがないという。頭の回転を維持すると見れば、すぐにサプリを注文する。

IT、AI の波は裁判所に押し寄せ、事務所にも津波となって及んでくる。弁護士にとって、個性と人格を反映する文書は生命である。便利さの陰に潜む脳機能の退化を憂いながら、生成 AI なんかに負けないぞ、との気概で抵抗したい。

認知症になっても

弁護士 生駒 真菜

認知症をテーマにした講座を開催してあらためて、認知症になったらどうしよう、認知症の方にどう対応したらよいのだろう、と不安を感じている方が多いのだと感じました。私が関わってきたご当事者の中には、昔のことなど活き活きと話してくださったり、慣れた家事はできたり、新しい習慣を身に着けてくださる方もいます。認知症の症状からくる「困りごと」もご当事者なりの理由があってのこと。ご興味がある方は『認知症世界の歩き方』（ライツ社、2021 年）という本も読んでみてください。

言葉

弁護士 吉川 由里

俵万智さんの『生きる言葉』という本を読みました。私は子どもの頃から、なぞなぞ、駄洒落、ラップなど、言葉を使う遊びや文化が好きで、「言葉で護る人」弁護士になった今では、言葉は商売道具です。

俵さんの「人は心を伝えたくて言葉を発明したけれど、心を伝える方法は言葉だけではない。それを忘れないでおくことも、大事だと思う。」という言葉が印象に残りました。弁護士として出会う方々にも「言葉にならない心」があることを忘れずにいたいです。

情報発信を通じて

弁護士 上柳 和貴

消費者問題に関して、講演をさせていただく機会に恵まれました。今年３月の当事務所企画および、今年５月の台東区社会福祉協議会での講演にて、高齢者の方が巻き込まれやすい消費者被害の実態を紹介しました。また、今年３月の東京弁護士会人権擁護委員会の勉強会では、終身サポート事業に関する説明を行いました。

このような機会を通じて、消費者被害の予防の一助となれればと考えています。

「伝わる力」の向上を目指して

弁護士 植田 千穂

今年の目標は、「コンパクトで分かりやすい説明」の力を鍛えることです。

そのために、いじめ防止授業や市民後見人養成講座など、人前で話す機会に積極的に取り組み、言葉遣いや内容の構成などを工夫しています。事務所の読書会でもアウトプットの技法を学び、鋭意実践中です。普段、法的なことに慣れない市民の皆様が、自分に起きていることをよりよく理解し、判断しやすくなるように、これからも「伝わる力」を磨いていきます。